

## 妥当性確認・検証機関の暫定的な要件について

平成 22 年 4 月 28 日  
環 境 省

### 1. 検証機関の要件

本制度における検証は、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程第 6 条において

「2. 検証機関は IS014065 及び認証センターの基準に則って、国際認定機関フォーラム（IAF）のメンバーによる認定に基づきその検証業務を行う。ただし、IS014065 認定申請中の機関も検証業務を行う事が出来るものとする。IS014065 申請中の機関により検証業務が行われる場合、その検証は当該機関の認定をもって有効となる。

3. その他必要な事項については、関係機関との調整のうえ、運営委員会がこれを検討する。」と規定しているが、現在のところ、我が国においては国際認定機関フォーラム（IAF）のメンバーによる IS014065 認定の受付が開始されていないことから、規程第 6 条の 3 に従い、当該認定事業が本格化するまでの間、以下の経過措置を置くこととしたい。

#### 当面の間の検証機関の要件

我が国において国際認定機関（IAF）のメンバーによる IS014065 認定事業が本格化するまでの間、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程第 6 条の 2 の措置に代え、京都メカニズムにおける指定運営組織（DOE）又は認定独立組織（AIE）として登録されている審査機関（当該機関の日本現地法人を含む）であり、かつ、IS014065 認定取得の意思を有する証拠があることをもって、本制度における検証機関としての要件を満たし、当該検証を有効とみなす。

### 2. 妥当性確認機関の要件

本制度における妥当性確認（バリデーション）は、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程 第 4 条第 3 項において

「3. 受理された申請書については、運営委員会が定めるポジティブリストに掲げる適格性基準に合致しているか否か及び方法論に合致する形で排出削減量又は吸収量が算定されておりモニタリングの計画が記述されているか否かの審査を行うため、認証センターが設置し専門家から構成されるバリデーションチームがこれを審議する。」

と規定しているが、我が国において国際認定機関フォーラム（IAF）のメンバーによる妥当性確認機関に対する IS014065 認定取得を促進することは政策的にとっても重要であり、将来的には検証機関と同様、IS014065 認定を取得した機関を中心に妥当性確認を行っていくべきであると考え。一方で、現在は、当該認定事業が開始されていないことから、当面の間は以下の経過措置を置くこととしたい。

### 当面の間の妥当性確認機関の要件

我が国において国際認定機関（IAF）のメンバーによる ISO14065 認定事業が本格化するまでの間、京都メカニズムにおける指定運営組織（DOE）又は認定独立組織（AIE）として登録されている審査機関（当該機関の日本現地法人を含む）であり、かつ、ISO14065 認定取得の意思を有する証拠があることをもって、本制度における妥当性確認機関としての要件を満たし、当該妥当性確認を有効とみなす。

なお、暫定的に、オフセット・クレジット（J-VER）制度事務局による内部バリデーションも認めることとするが、将来的には ISO14065 の認証を取得した機関に限るように移行させていく。

### 3. 暫定的なセクトラルスコープについて

オフセット・クレジット（J-VER）制度におけるセクトラルスコープについては、我が国において国際認定機関（IAF）のメンバーによる ISO14065 認定事業が本格化するまでの間、京都メカニズムにおけるセクトラルスコープを参考に、ポジティブリスト・方法論ごとにその要件を定めることとする。

ポジティブリスト・方法論	京都メカニズムにおけるセクトラルスコープ
BDF 以外の削減 PJ 【E001-003・005・006】	1～4
BDF 【E004】	1～3・5
森林吸収源 【R】	14

### 4. 京都メカニズムにおける認定の一時停止等の取扱いについて

京都メカニズムにおける指定運営組織（DOE）又は認定独立組織（AIE）として登録されているバリデーション・検証機関が、CDM 理事会または JI 監督委員会から認定一時停止の処分を受けた場合は、原則として、既に開始している審査を除いてオフセット・クレジット（J-VER）制度において新たな審査を開始することは出来ない。また、認定取消となった場合には、既に開始している審査を除いて新たな審査を開始することはできない。

### 5. 同一プロジェクトに対する妥当性確認機関による検証の是非について

同一プロジェクトに対して、妥当性確認を行った第三者機関が検証を行うことについては、申請者の検証における作業軽減や検証費用が低減される傾向にあることから、小規模 CDM においても採用されており、当制度においても、同一プロジェクトに対して、妥当性確認機関が検証を行ってもよいこととする。ただし、ポジティブリスト・方法論において別途定めがある場合はこの限りではない。